

関東信越税理士会 熊谷支部8月例会次第

日時 令和2年8月6日
午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|--------------|--------------------------|---|------------|
| (1) 6月16日(火) | 第40回熊谷支部定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 6月19日(金) | 関東信越税理士会第69回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (3) 6月29日(月) | 署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (4) 7月15日(水) | 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第66回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (5) 7月31日(金) | 正副支部長・地域長会 | 於 | 支部事務局 |
| (6) 7月31日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (7) 8月 4日(火) | 三者懇談会 | 於 | ホテルガーデンパレス |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 研修会
日時 8月6日(木)午後2時00分～3時20分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 例会
日時 8月6日(木)午後3時30分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 署との協議会
日時 8月6日(木)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 正副支部長・地域長会
日時 9月1日(火)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (5) 熊谷税務署との協議会
日時 9月1日(火)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市水道事業運営審議会委員	松本一良会員
熊谷市公共下水道事業運営審議会委員	藤野佳子会員
熊谷市行政改革推進委員会	藤野佳子会員
埼玉県税理士協同組合熊谷地域 監事	油井豊仁会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

退会

内田守一(令和2年6月30日 業務廃止)

新規入会

森川裕介(令和2年6月25日新規入会・税務支援対策部、青年部)

〒360-0036 熊谷市桜木町2-35 藤野佳子税理士事務所

TEL 522-1831

税理士法人設立

税理士法人吉橋経理 吉橋 徹・吉橋理沙

〒369-1203 大里郡寄居町寄居1456

TEL 594-7109

熊谷支部現在会員数 161名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 令和2年9月7日(月)

午前9時30分～

署との協議会

午前10時00分～

例会

午前10時55分～12時55分

研修会

*午前 9時10分 熊谷駅南口

*9月例会時に、令和2年度親和会会費を集金いたします。なお、30年以上の会員の集金はございません。

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 令和2年9月7日(月)午前10時55分～12時55分

内容 「税理士のための健康講話」IV

講師 国際中医師 木津 学先生

単位 3単位(署との協議会を含む)

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年8月現在)

10月例会	10月 7日(水)	午前 9時30分～
11月例会	11月 9日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

令和2年8月6日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺 山 智 久
副支部長 福 島 泰 彦
地域長 清 水 茂 昭
支部国保長 相 馬 広 明
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修

令和2年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 暑さ厳しい今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和2年9月7日（月）午前10時55分～12時55分（例会終了後）
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「税理士のための健康講話」Ⅳ
講師 国際中医師 木津 学先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分 熊谷駅南口
単位 3単位(署との協議会を含む)

資料準備の為、8月24日（月）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和2年9月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

2020年 0月 0日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第11条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)		〇〇 〇〇 (印)
(申請者住所)	(申請者電話番号)	
〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 〇〇マンション 000号室	00-0000-0000	

2. 対象とする月

2020年 4月 ※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月のみです。

3. 私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	100,000円
2	100,000円
3	50,000円
4	10,000円
5	20,000円
6	0円
7	0円
8	0円
9	0円
10	0円
11	0円
12	0円

※開業日の属する月から2020新規開業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。

※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
〇〇 〇〇 (印)	〇〇〇〇税理士事務所
(事務所住所)	(税理士登録番号)
〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 〇〇ビル0階	000000

持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第11条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)		(印)
(申請者住所)	(申請者電話番号)	

2. 対象とする月

2020年 月 ※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月のみです。

3. 私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円

※開業日の属する月から2020新規開業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。

※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

令和2年8月6日

熊谷支部8月例会資料

関東信越税理士会熊谷支部
業務対策部長 森田正男

新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報について

- ① 日本税理士会連合会 HP
- ↓
- ② 会員専用ページログイン
- ↓
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報
- ↓
- ④ ……各FAQ、その他給付金等の情報をご確認ください。……

※別紙・・・上記FAQからの目次抜粋

新型コロナ会員相談室 (会員専用HP公表用)

持続化給付金 FAQ

日本税理士会連合会
業務対策部

目次

I 申請代行・業際問題	6
I-1 一つのメールアドレスで複数申請可能か.....	6
I-2 申請支援事務について行政書士法上の問題はないか.....	6
I-3 PC環境のない申請者の場合.....	6
I-4 有償支援が許される場合の請求金額.....	6
I-5 代理で送信する場合、担当者は誰の名前を入れるか.....	7
II 対象事業の範囲	7
II-1 個人不動産所得は対象になるか.....	7
II-2 農業所得は対象になるのか.....	7
II-3 事業所得の自家消費は対象になるのか.....	7
II-4 事業所得の雑収入は対象になるのか.....	8
II-5 スナック、ホステスは対象か.....	8
II-6 工事下請け業は対象か.....	8
II-7 確定申告書・住民税申告書も提出していないが申請できるか.....	8
II-8 個人成の場合の申請は.....	9
II-9 昨年法人から月の中途中で個人成した。資料をどのように出すか.....	9
II-10 コロナ感染症により個人事業者（白色申告）申告していない場合、いまから申告して申請してよいのか.....	9
II-11 2020年4月以降に、申請を行う直前に申請者が死亡した場合、どのような方法をとることができるか.....	9
II-12 法人成りは申請可能か.....	9
II-13 法人の営業外収益等は対象になるのか.....	10
II-14 休眠中の事業所.....	10
II-15 過去4～5年無申告だったものを申告した後に、7～8月頃に給付金申請となるがよいのか.....	10
II-16 滞納があった場合申請できるか.....	10
II-17 外国法人は対象になるのか.....	11
II-18 法人番号を持っている人格のない社団は対象か（申請で入力できない）.....	11
II-19 組合は申請できるか.....	11
II-20 グループ子会社で親会社は中小法人でない場合.....	11
II-21 マイナンバー（法人番号）が公表されていない事業組合の申請について.....	11
III 事業収入の確認	12
III-1 税込経理を採用していて、前年と当年を税抜きで比較して良いか.....	12
III-2 50%減判定基準は、完成基準でも問題ないか.....	12

Ⅲ-3	現金主義・発生主義について	12
Ⅲ-4	法人の不動産売買の売上増減など突発的な原因での増減の場合	12
Ⅲ-5	法人の一部事業を辞めた場合申請はできるか	13
Ⅲ-6	不動産賃貸業の法人で家賃を下げてでも申請できるか	13
Ⅲ-7	不動産賃貸業・仲介業の法人で、仲介減に賃貸料も軽減してそれで50%減	13
Ⅲ-8	個人事業 昨年2業種（どちらも事業所得）、今年1業種だが、単純に売上比較でOKか	13
Ⅲ-9	組合の会費は収入計上してよい	13
Ⅲ-10	2019 対象月は飲食だけだったが、2020 対象月は飲食の他不動産もある→飲食だけで申請できるか	13
Ⅲ-11	東京都の協力金を受け取った場合に、受取額を持続化給付金の売上の額に含めるか	14
Ⅲ-12	個人事業主（白色申告）で収支報告書合計額しかわからない	14
Ⅲ-13	白色申告の農業所得、補助金等は平均計算にいれてよい	14
Ⅲ-14	農業個人 秋にほとんどの収入 前年は÷12 今年5月収入0 だけどそれで申請していい	14
Ⅲ-15	著作権の場合の売上の処理	14
Ⅲ-16	前期は違う事務所が現金主義で作成、当事務所は発生主義で作成したい	14
Ⅲ-17	法人の事業年度を変更した場合の取扱いについて	15
Ⅳ	コロナの影響の有無	15
Ⅳ-1	直接コロナ影響とは言えない売上減少は対象になるか	15
Ⅳ-2	申請する際、「新型コロナウイルスの影響により」とはどこまでの範囲か	15
Ⅳ-3	期中現金主義で昨年5月は長期のGWの影響で売上が多額であるが、比較していいか	15
Ⅳ-4	たまたま昨年は相続関連の大きな弁護士収入があり、今年はないので、コロナに関係なく要件を満たすが受給して構わないか	16
Ⅴ	添付書類関係	16
Ⅴ-1	2020年の事業収入の資料は簡単でもよいのか	16
Ⅴ-2	対象月の売上が0の場合	16
Ⅴ-3	売上台帳は税理士が集計したもので良いか	16
Ⅴ-4	新規開業特例の開業届以外の証拠書類はなにか	16
Ⅴ-5	後日訂正可能か	16
Ⅴ-6	税理士が署名押印する月次の事業収入を証明する様式は決まっているのか	17
Ⅴ-7	個人事業者の確定申告書に収受日付又は受信通知がない場合	17
Ⅴ-8	前期同月売上、間違い訂正の仕方	17
Ⅴ-9	小売とコンサル・不動産は決算では売上計上だが事業概況報告書には入れていない	

い.....	17
V-10 事業概況書に月別売上が記載されていなくてもよいのか.....	17
V-11 事業概況説明書の表面の売上と裏面の売上が違うと不備指摘された.....	18
V-12 事業年度変更の場合の直前事業年度収入.....	18
V-13 概況書にも電子申告のメール詳細をつけるか.....	18
V-14 完成時計上等の理由で概況書がPLと違う 申請は可能か.....	18
V-15 法人で前期に本来は売上高とすべき収入を雑収入としていて売上高0円であった。月別売上は空欄.....	19
V-16 不動産所得があり廃業届を出していないが給与支払事務所の閉所届でよいのか.....	19
V-17 事業収入は、確定申告書別表一に記載された金額とされているが「売上金額」は必ず記載しなければいけないのか.....	19
V-18 個人事業でR1無申告だが期限後申告すれば要件はそうなのか.....	19
V-19 個人の申請で、青色決算書を提出しなくてもいいのか.....	19
V-20 売上台帳のファイルがいくつもあるので添付できないが.....	20
VI 申請した後に修正等が求められる場合.....	20
VI-1 申請後の審査・修正要請等の流れについて.....	20
VI-2 個人事業主の申請で、事業所得の雑収入を除いたら、合計があわないから修正との通知を受けた.....	20
VI-3 申告書の誕生日の日付が間違っていた.....	20
VI-4 事業概況書に売上の記載がないケース。申請したが不備との連絡きた。どうすればいいですか.....	21
VII 特例関係.....	21
VII-1 証拠書類特例 新規設立9月決算で特例A-1は使えるのか.....	21
VII-2 創業特例 任意適用か(一般でも申請できるか).....	21
VII-3 創業特例 個人白色申告2019年4月開業 開業届は2020年4月1日以降提出 原則計算だと前年同月50%以下とならないが、新規開業特例だと50%切る.....	21
VII-4 個人新規開業(2019年中)で開業届の提出が4月1日以降になった場合、税理士の証明で代替できるか.....	21
VII-5 創業特例 9月設立、8月決算の新設法人で、申告せずに創業特例は使えるか.....	22
VII-6 創業特例 2019年1月-7月まで休業で、残り5ヶ月営業したが、前事業収入の営業月5ヶ月間で創業特例を使えるか.....	22
VII-7 創業特例 2019年4月設立5月事業開始の場合.....	22
VII-8 季節性収入特例 選択か.....	22
VII-9 季節性収入特例 B-2の売上検討は3か月連続か.....	23
VII-10 季節性収入特例 前年度の売上、特定の月だけ計上されており零の月もある.....	23
VII-11 季節性収入特例 法人農業の場合で変動がある.....	23

VII-12	法人成特例 「整理番号」欄 個人の確定申告の番号の記載が必ず必要か	23
VII-13	法人成特例 2019/12/29 に法人成した場合の提出	23
VII-14	法人成特例 昨年の7月に法人成りした場合の添付書類は.....	23
VII-15	法人成特例 2019年10月に設立したが、法人成り（売上計上）は1月1日以後とした。法人成りに該当するか（創業特例には該当しない）	23
VII-16	事業承継特例 個人事業主の事業承継があった場合の判定	24
VIII	その他（持続化給付金関連）	24
VIII-1	給付金の収益計上時期	24
VIII-2	持続化給付金は消費税は不課税取引か	24
VIII-3	申請後に売上の漏れがあり50%超となってしまった場合	24
VIII-4	大法人の100%子会社の場合の判定	24
VIII-5	法人成りで整理番号不明の場合	24
VIII-6	申請フォーム入力時に該当する業種がない（プロスポーツ選手）	25
VIII-7	開業届は今からでも出した方がいいか	25
VIII-8	「みなし解散」の場合	25

拡大版持続化給付金に関する FAQ

(200721 現在)

日本税理士会連合会 業務対策部

目次

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け	3
I 税理士業務	3
I-1 フリーランス持続化給付金の申請の相談に応じることは税理士業務か	3
I-2 「確定申告書を要しないこと及び収入金額に係る申立書」と税理士業務	3
II 申請代行・業際問題	3
II-1 申請支援事務について行政書士法上の問題はないか	3
II-2 一つのメールアドレスで複数申請可能か・PC 環境のない申請者の場合	4
II-3 有償支援が許される場合の請求金額（申立書確認以外）	4
II-4 「確定申告書を要しないこと及び収入金額に係る申立書」の「確認」にかかる請求	4
III 対象者	4
III-1 フリーランスの定義がわかりにくい：具体的な例をあげてほしい	4
III-2 本業副業の見きわめ	5
III-3 従来の事業者（事業所得）の持続化給付金には被扶養者は対象外の定めはないが、事業所得の場合は被扶養者でも対象という理解でよい	5
IV 事業収入の範囲	5
IV-1 契約形態 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、給与所得に該当するものとはどのようなものがあるか	5
IV-2 契約形態 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入につき給与として年末調整がされている場合であっても、事業所得又は雑所得等で確定申告をすべきと判断される場合はどのように対処すればよい	5
IV-3 本業かどうか 不動産収入があり、業務委託契約等に基づく収入（給与・雑）の方が少ない場合	6
IV-4 本業かどうか 年金等があり、業務委託契約等に基づく収入（給与・雑）の方が少ない場合申請可能か	6
IV-5 本業かどうか 公的年金等とは別に非課税となる遺族年金等があるが、主たる収入かどうかの判定上、非課税となる年金は入れなくていい	6
V 添付書類	6

V-1 支払調書が申請者に交付されていない場合	6
V-2 通帳の写しが添付書類となっているが、現金入金の場合は	6
VI 申立書における確認	6
VI-1 申立書への署名時の確認の範囲 1	6
VI-2 申立書への署名時の確認の範囲 2	7
VI-3 申立書への署名時の確認の程度	8
VI-4 確認時に本業か副業かの判断は入れるのか入れないのか	8
VI-5 申請者の契約が雇用なのか委託なのか委任等なのか、その確認は不要とあるが、違和感がある	8
VI-6 確認資料等の適正性・真正性の判断は求めない「割り切り」の業務であるという認識でよいのか	8
VI-7 サインできないと拒否できるか	9
VI-8 申立書の確認において税理士に責任が問われることはないのか	9
VII その他	9
VII-1 確認の結果、申告義務があるとなった場合には申告を行うことを勧奨することになるが、その際、住民税や国民健康保険等の増加の件も説明する必要があるか	9
VII-2 過去の税務調査の結果、外注費(事業所得)を給料所得であると税務署に指摘され修正を行っていた場合	9
2020 年創業特例	10
VIII 税理士業務	10
VIII-1 2020 創業特例の申請の相談に応じることは税理士業務か	10
VIII-2 「持続化給付金に係る収入等申立書」と税理士業務	10
IX 申請代行・業際問題	10
IX-1 申請支援事務について行政書士法上の問題はないか	10
IX-2 一つのメールアドレスで複数申請可能か	11
IX-3 有償支援が許される場合の請求金額(申立書確認以外)	11
IX-4 「持続化給付金に係る収入等申立書」の「確認」にかかる請求	11
X 申立書における確認	11
X-1 対象とする月までの売上が記載されていることだけを目視すればそれでよいのか ...	11
X-2 サインできないと拒否できるか	12
XI 売上認識基準	12
XI-1 月々の売上は発生主義で行うのか	12
XII 添付書類	12
XII-1 個人事業の開業届出書に受付印をもらっていなかったら申請できないのか	12

日時 令和2年8月6日(木)
16時00分～
場所 本庁ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署職員の担当について

(総務課)

別添1「令和2事務年度 熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、
○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

(2) 関東信越国税局管内における主な広域運営について (総務課)
別添2「令和2事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

具体的には、総合特別国税調査官であれば大宮署の担当者が熊谷署の職員として調査等にお伺いいたしますので、ご承知おきください。

(3) 令和2年8月～9月までのe-Tax運転時間について
別添3「利用可能時間カレンダー」

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる対応が求められている状況等を踏まえ、e-Taxの土日運転を実施してきたところですが、引き続き、別添3のとおり、9月末までの土日の一部について運転の拡大を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

(4) 社会人経験者採用試験（国税調査官級）について (総務課)

申込受付期間 令和2年8月3日（月）～令和2年8月21日（金）

第一次試験日 令和2年10月4日（日）

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く社会人経験者を募集しております。

申込み方法など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(5) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について (管理運営部門)
中間申告書同封物（リーフレット）

別添4「消費税及び地方消費税の中間申告分の納付について」

別添5「中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ」

別添6「納税の猶予をご利用ください【特例制度版】」

・ 申告書の発送日 令和2年7月31日（金）

・ 申告期限及び納期限 令和2年8月31日（月）

・ 口座振替日 令和2年9月28日（月）

中間申告書の発送日、申告期限等は上記のとおりです。

現金納付の方は、8月31日（月）までに納付いただくよう指導願います。

振替納税をご利用の方は、9月28日（月）にご指定の口座から引き落としさせていただきますので、前日までに残高の確認をしていただくよう指導願います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められますので、中間申告書提出時に、中間申告書の余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨記載願います。

また、中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難と認められる場合には、納期限（注）までに併せて猶予申請書を提出していただきますようお願いいたします。振替納税をご利用の方で、提出期限の延長を予定されている場合は、早めに管理運営部門までご連絡ください。

（注）同時申請による期限延長の納期限は「申告書提出日」となります。

（6）納税の猶予の特例について （徴収部門）

別添6「納税の猶予をご利用ください【特例制度版】」参照
国税庁ホームページ掲載場所

○ 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続 > 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

税務署では期限内納付が困難な方に対し、猶予制度の説明を行っております。

猶予制度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方のために、これまでの制度に加えて、特例の納税の猶予制度が創設されました。これは、収入が前年比でおおむね2割以上減少している場合に、税務署に申請することにより、納税が猶予されるものです。

別添リーフレットに申請の要件等が記載されていますので、顧問先から納税が困難であるとの相談がありましたら、この「猶予制度」についてご指導いただきますようお願いいたします。

（7）令和2年度訪問個別記帳指導について （個人課税部門）

例年税理士会熊谷支部の先生方のご協力により、10名程度の納税者に対し、訪問による個別記帳指導を実施していただいているところですが、本年に関しましては具体的な指示が来ておらず、大変申し訳ございませんが、連絡があり次第ご連絡をさせていただきます。

（8）適格請求書等保存方式の概要（パンフレット）について （個人課税部門）

既にご存じのとおり、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始され、事業者の方への周知が始められているところですが、この度国税局より窓口用パンフレットが配付されましたので、参考用にお配りさせていただきます。

(9) その他

添付書類

- 1 「令和2事務年度 熊谷署職員名簿」
- 2 「令和2事務年度における広域運営等対象署一覧表」
- 3 「利用可能時間カレンダー」
- 4 「消費税及び地方消費税の中間申告分の納付について」
- 5 「中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ」
- 6 「納税の猶予をご利用ください【特例制度版】」

別添パンフレット

- ・ 「適格請求書等保存方式の概要 — インボイス制度の理解のために — 」

5 県税事務所からの連絡事項

- 令和2年度個人事業税定期課税について

令和 2 事務年度 熊谷署職員名簿

令和 2 年 8 月 1 日現在

署 長	1	個人第一	8	法人第一	8
松 木 孝 義		◎ 清 水 雅 弘		◎ 清 水 隆 広	
		○ 土 屋 佳 威		○ 佐 藤 正 明	
副 署 長	2	渡 邊 英 治		出 浦 宏 昌	
小 平 吉 秋		小 檜 山 良 一		小 林 稔	
大 塚 美 智 代		岡 本 慎 吾		吉 田 和 子	
		柴 田 純 良		北 澤 佑 未 子	
総 務 課	5	西 岡 利 仁		有 賀 大 樹	
◎ 宮 澤 尚 昭		高 野 歩		山 口 菜 月	
○ 矢 尻 友 美					
小 田 宏 樹	総務事務全般	個人第二	9	法人第二	6
山 田 晋 作		◎ 宮 内 信 幸		◎ 金 田 浩 明	
長 谷 川 奨		渡 邊 正 道		谷 口 信 夫	
		武 井 正 樹		御 木 真 奈	
		増 田 裕 允		荒 江 雄 太 朗	
管理運営第一	4	原 田 梓	調査指導等	江 川 紘 太	
◎ 松 澤 佳 幸		伊 佐 治 昂 己		上 田 紘 十 朗	
○ 笹 川 桂 子	内部事務	姫 野 裕 太 郎			
木 島 賢		大 平 輝		法人第三	6
佐 伯 隆 文		小 池 悠 太		◎ 多 胡 照 芳	
				藤 野 真 一 郎	
				齊 藤 盟	
管理運営第二	6	個人第三	9	伊 藤 康 宏	
◎ 阿 部 真 由 美		◎ 齋 藤 隆 司		森 田 遼 介	
高 橋 明 博		根 岸 洋 昭		柳 澤 拓 馬	
金 子 高 悦	内部事務	星 崎 彰			
増 田 明 子		遠 藤 悟		法人第四	6
栗 田 剛		上 条 泰 永		◎ 清 水 秀 樹	
齊 藤 あや乃		橋 本 渉		鈴 木 信 司	
		藤 田 知 温		中 野 憲 一	
管理運営第三	6	小 暮 康 太		大 島 果	
◎ 大 竹 明		畑 中 裕 介		鹿 久 保 雅 人	
大 畑 実 代				佐 藤 礁 岳	
新 藤 千 恵	内部事務				
塚 本 智 子		審理専門官	1	酒類指導官	9
大 森 紀 子		◎ 丸 山 功 美 恵	審理（所得税等）事務	◎ 宮 川 清	
井 上 和 希				光 井 裕 之	
		資産	8	吉 澤 弘 純	
		◎ 阿 部 佳 寛		西 園 健 次	
徴収特官	3	小 崎 芳 嗣		齊 藤 剛	
◎ 岩 佐 格	滞納処分等	堀 内 香 織	相続税・贈与税 申告所得税 （譲渡所得）事務	船 山 香 織	
川 上 達 夫		重 石 賢 二	調査指導等	成 田 綾 乃	
		佐 藤 賢 人		徳 武 亮	
徴収	5	関 根 哲 平		小 倉 将 紀	
◎ 岩 沢 濃	4	石 井 奈 々			
徳 重 稔		角 田 歩 美		（調査検査担当）	4
平 田 有 美	滞納処分等			◎ 高 橋 利 明	
細 田 つぐみ		法人特官	6	浜 一 彦	
山 川 新 太 郎		◎ 羽 鳥 圭 介		大 木 秀 一	
		◎ 茂 木 克 行		中 島 正 博	
個人特官	3	◎ 大 平 勇 人	調査指導等		2
◎ 今 井 弘 正		早 川 浩 児		酒類業調整官	
◎ 黒 田 友 宏	調査指導等	松 本 博 史		◎ 中 野 正 子	
道 場 義 夫		榎 園 美 紀		中 内 良 紀	

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官 ○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

令和2事務年度における広域運営等対象署一覧表【茨城県・栃木県】（税理士周知用）

総合	開設	個				人				法				人				源	徴			収					
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当者	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	特別調査班	機動官	消費税事担当者	国際税務専門官	海外取引要担当者		情報技術専門官	特別調査情報官	関係諸税調査・整理担当者		審理専門官	不服	特別国税徴収官	特別国税徴収官	特別国税徴収官
	特別国税調査官	●	●	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	大宮	大宮	●	浦和	浦和	●	●	●	●	●	●	
		水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
		水戸	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	大宮	大宮	●	水戸	水戸	●	●	●	○	○	○	
		水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	土浦	土浦	土浦	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
		水戸	水戸	○	水戸	水戸	水戸	水戸	●	●	●	●	●	●	●	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
		水戸	土浦	○	水戸	水戸	水戸	水戸	土浦	土浦	大宮	大宮	土浦	土浦	土浦	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
		水戸	水戸	土浦	水戸	水戸	水戸	水戸	土浦	土浦	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	大宮	大宮	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	水戸	
		宇都宮	●	◎	●	●	●	◎	●	◎	大宮	大宮	●	●	●	大宮	大宮	●	浦和	浦和	●	●	●	●	●	●	●
		宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	●	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	栃木	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	大宮	大宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、◎は広域運営していない特官等、○は関係特官付として併任する機動官を示す。

2 機動官は各県下全域を広域運営する。

3 法人審理専門官(不服)の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が処理する。

4 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

令和2事務年度における広域運営等対象署一覧表【群馬県・埼玉県】(税理士周知用)

総合	開発	人						資				法				人				源	徴			収																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		特別国税調査官	特別調査担当者	機動官	調査企画担当者	国際税務専門官	情報技術専門官	審理専門官	一般調査担当	特別国税調査官	特別調査班	国際税務専門官	特別調査班	特別国税調査官	特別調査班	消費税専門担当者	国際税務専門官	海外取引専門担当者	情報技術専門官		特別調査情報官	関係税務調査・審理担当者	審理専門官		不服	一般・源泉調査担当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別国税調査官	特別国税調査官	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●</

(注) 1 ●は広域運営中心署の特官等、○は広域運営していない特官等、◎は開発特官付として併任する機動官を示す。
 2 機動官は各県下全域を広域運営する。ただし、大宮署の開発特官付として併任する機動官は、大宮署の開発特官の広域運営とする。
 3 浦和署の法人特官のうち、特命担当(1名)は全管を広域運営する。
 4 春日部署の法人特官(広域事務処理担当)は、埼玉県下全域を広域運営する。
 5 法人審理専門官(不服)の表中、括弧書きの署については、不服申立てに係る原処分の調査担当者が広域運営対象署の連絡調整官又は総括上席国税調査官である場合には、広域運営中心署の審理専門官が処理する。
 6 熊谷署の酒類指導官は、調査・検査関係事務に関して、県下全域を広域運営する。
 7 一般徴収担当は、対象署と中心署の滞納整理事務を行う。

利用可能時間カレンダー

◎ 0:00 ~ 24:00 ○ 8:30 ~ 24:00 × 休止中

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1 ○
2 ○	3 ○	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 ◎	8 ×
9 ×	10 ×	11 ○	12 ◎	13 ◎	14 ◎	15 ○
16 ○	17 ○	18 ◎	19 ◎	20 ◎	21 ◎	22 ×
23 ×	24 ○	25 ◎	26 ◎	27 ◎	28 ◎	29 ○
30 ○	31 ○					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ○
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ×
13 ×	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ×
20 ×	21 ×	22 ×	23 ○	24 ◎	25 ◎	26 ○
27 ○	28 ○	29 ◎	30 ◎			

消費税及び地方消費税の中間申告分の納付について

● 中間申告分の納付について

消費税及び地方消費税の中間申告分の納付は、同封の納付書に印字されている納期限までに金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

また、自宅や事務所に居ながらにして申告や納税等ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の利用手続等については、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

● 振替納税をご利用ください

個人事業者の消費税及び地方消費税については、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税が大変便利です。簡単な手続でご利用になれますので、所轄の税務署（管理運営担当）へご相談ください。

● 振替納税をご利用の方の振替日は、次のとおりです

(1)	令和元年分の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の場合	令和 2 年 9 月 28 日 (月)	
(2)	任意の中間申告書を提出した事業者の場合		
(3)	令和元年分の確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合	令和2年1～3月分	令和 2 年 6 月 25 日 (木)
		令和2年4～6月分	令和 2 年 9 月 28 日 (月)
		令和2年7～9月分	令和 2 年 12 月 24 日 (木)
(4)	令和元年分の確定消費税額が4,800万円を超える場合	国税庁HP又は所轄の税務署(管理運営担当)にお尋ねください。	

(注) 上記の確定消費税額とは、地方消費税額を含まない額をいいます。
振替納税をご利用の方には納付書を送付しておりません。振替日の前日までに指定の預貯金口座の残高をご確認ください。

● 中間申告を行わなかった場合には

《中間申告書の提出が必要な事業者》

中間申告書の提出が必要な事業者が中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合でも、中間納付税額による中間申告書の提出があったものとみなされますので、納期限までに納付していただく必要があります。

《任意の中間申告制度の適用がある事業者》

任意の中間申告制度の適用がある事業者が、任意の中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます（任意の中間申告制度では、中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、中間納付することができません。）。

● 納付が遅れると

納期限までに納付されない場合には、納期限の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

延滞税の割合(注)は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。

(注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合は、以下のとおり適用することになります。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

具体的な延滞税の計算方法等については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は所轄の税務署（管理運営担当）でご確認ください。

- (注) 1 万一、期限内に納付できない事情がある場合には、申請による猶予が認められることがありますので、所轄の税務署の徴収担当部門にご相談ください。
- 2 期限内に納付がされない場合には、督促状が送付されるほか、上記のとおり延滞税がかかることがあります。
- 3 国税を滞納すると、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

● 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

申告書などを税務署へ提出する際は、毎回、マイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(※)。中間申告書にもマイナンバーを記載の上、提出してください。

なお、e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

(※) 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類（通知カード等）の提示又は写しの添付が省略可能となりました。

国税のマイナンバー制度に関する詳しい情報は、「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、**中間申告書をその提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。**

提出期限の延長に関するお手続き等について

- 提出期限を延長するには、所定の手続が必要となります。
- 中間申告書については、その提出期限までに提出がなかった場合には、その提出期限に提出があったものとみなされることとされていますが、提出があったとみなされた後（提出期限までに中間申告書を提出しなかった場合）であっても、提出期限の延長は可能です。
- **中間申告書の提出ができることとなった時点で結構ですので、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に「新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長申請」である旨を記載し、提出していただきますようお願いいたします。**
(注) 中間申告書が提出できない状態が確定申告書の提出期限まで続く場合には、中間申告書の提出は不要となります。
- 振替納税をご利用の方で、提出期限の延長を予定されている場合は、口座からの振替日 2 日前までに所轄の税務署へご連絡ください。
- 提出期限の延長申請を予定されている場合であっても、督促状が送付される場合がありますが、上記と同様に、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に期限の延長申請である旨を記載し、提出していただくことにより、その提出日まで提出期限が延長され、その督促状は効力を失います。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難と認められる場合には、税務署に申請することにより、**納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**
- ご不明な点等ございましたら、所轄の税務署へお問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

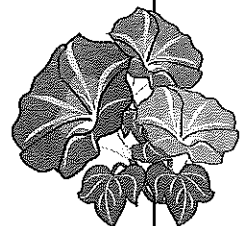
（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30 ~ 17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予申請書

特

税務署長殿 ☐ 国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)									
申請者	住所所在地	電話番号				携帯電話		申請年月日	令和 年 月 日
	氏名	氏名				印		通信日付印	
	法人番号	法人番号						申請番号	
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	円	附帯税	円	備考	
			・						☐ イベント等の自粛で収入が減少
			・						☐ 外出自粛要請で収入が減少
			・						☐ 入国制限で収入が減少
			・						☐ その他の理由で収入が減少
合計			①	②					新型コロナウイルス等の影響
猶予期間		納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間							

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月		
	月	月	月	月	月	月
収入	売上					
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦
支出	仕入					
	販売費/一般管理費					
	借入金返済					
	生活費(※)					
小計	⑨	⑩	⑪			

収入減少率

1- (③÷⑥)

1- (④÷⑦)

1- (⑤÷⑧)

のうち最大のものを記載

%

支出平均額

(⑨+⑩+⑪) ÷ 記入月数

⑫ 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	
		☐	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6 (6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円	
				=	
				当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
(マイナスの場合は0)		

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき国税		-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
円			円		円

③ その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合、チェックしてください。)

☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- ・ 今後(2か月程度)に、地方税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。

適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の
理解のために —

令和5年10月1日

消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

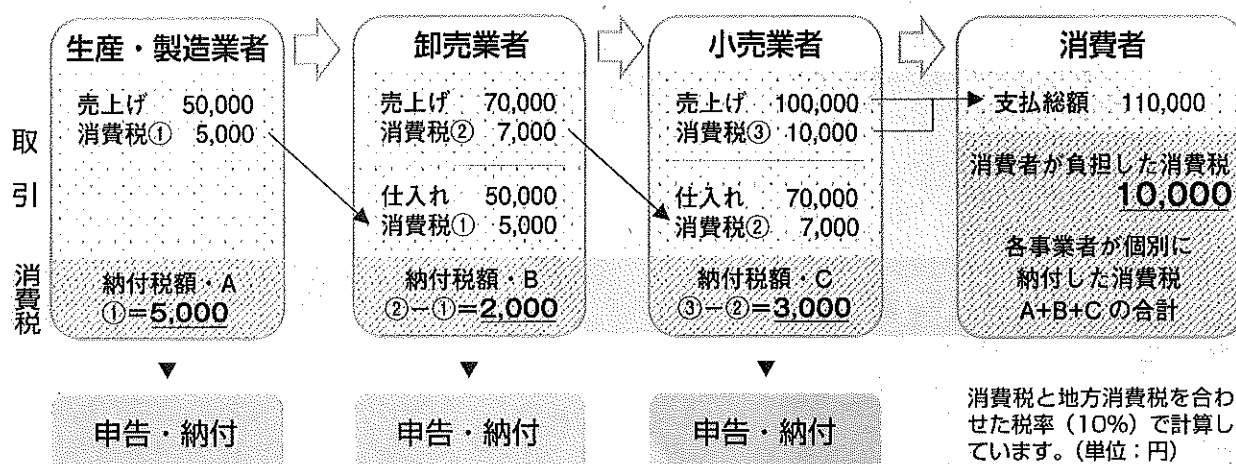
(令和2年6月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



- > 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の複数税率です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
	(消費税額の 22/78)	(消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

⇒ 軽減税率制度については P3

※ 令和元年 10月1日～

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- ※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度 ※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度
- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続については、
「消費税のあらし」
(国税庁 HP) 等をご覧ください。

消費税額の計算方法等

- 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

【参考】 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ここが変わります

適格請求書等保存方式が導入されると…

詳しくは

- 請求書に記載すべき事項が変わります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます・・・・・・・・ P 5
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます・・・・ P 9
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります・・ P10
- 税額計算の方法が変わります・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 登録には、申請が必要です・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

さらに
詳しく

国税庁では、「適格請求書等保存方式に関する Q&A」(インボイス Q&A) を公表しています。詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。

※ このパンフレットは、令和2年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

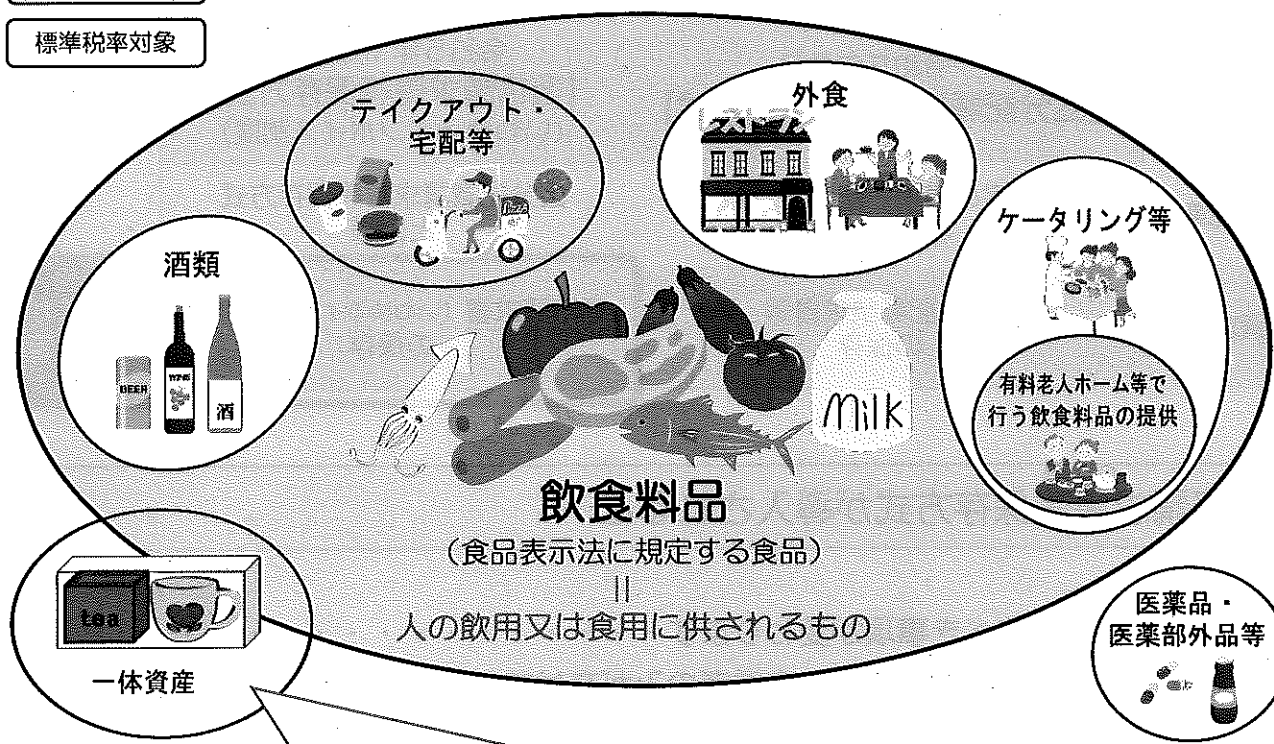
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

さらに
詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁 HP 内の
特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
(リーフレットや Q&A などを掲載しています。)

区分記載請求書等保存方式

令和元年 10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書等の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率の対象品目である旨） ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 （軽減税率の対象品目である旨） ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、記載を省略できます。

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書等の記載例

請 求 書

（株）〇〇御中

XX年11月2日

割り箸 550円

牛肉 ※ 5,400円

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

（株）△△

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- ・ 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ・ 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳（仕入れ） （株）〇〇

XX年	摘要	借方	貸方
月	日		
11	2	（株）△△ 雑貨 22,000	
11	2	（株）△△ 食料品 ※ 21,600	
：	：	：	：

※は軽減税率対象品目

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ・ 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ・ 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- ＞ 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。
 - 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
 - また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
- ⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

- ＞ **令和5年10月1日**に導入されます。

適格請求書とは

- ＞ 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。
 - 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
- ⇒ 記載事項についてはP6
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。
- ⇒ 電磁的記録の提供についてはP7
- ＞ 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。
 - 課税事業者が、登録を受けることができます。
- ⇒ 登録手続についてはP13
- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
 - ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

適格請求書の記載事項

＞ 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

⑥ (株)〇〇御中

11月分 131,200円

① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④

③ * 軽減税率対象

② XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T 123456...

①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ¥324
10%対象		④ ¥550
③ (内) 消費税額		¥24
(内) 消費税額		50
③ お預り		¥1,000
* 軽減税率対象 お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒ 記載に当たっての留意点についてはP7

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123…)	
請求金額			60,197円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	-
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
花鉢	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円 (税抜き)
 - 10%対象：28,158円 (税抜き)
 - ・ それぞれ、消費税額を計算 (税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123…)	
請求金額			60,195円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算 (その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

適格請求書に係る電磁的記録の提供及び保存

- 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することができます。
- 提供した電磁的記録は、一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。
- 電磁的記録の提供を受けた事業者は、電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

提供した（提供を受けた）電磁的記録の保存要件や具体的な保存方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁HP）をご覧ください。

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書
「4月分」 ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号: T123456... (株) △△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額 (税別)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
		...		
合計		支払金額 (税別)		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

その他...

- ・ 相手方への確認の方法
- ・ 適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合
- ...等、詳細については、「インボイス Q&A」(国税庁HP) をご覧ください。

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容 (軽減税率の対象品目である旨) |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

⑥ 請求書

② (株)○○御中 XX年11月1日

10月分 (10/1~10/31) 109,200円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
合計	109,200円 (消費税 9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)

④

⑤ △△商事(株)
登録番号 T012345...

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)○○御中

納品No.0012 納品書 △△商事(株)

納品No.0011 納品書 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

③

記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

適格請求書発行事業者の義務

＞ 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付義務

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務

○ 適格返還請求書の交付義務

売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務

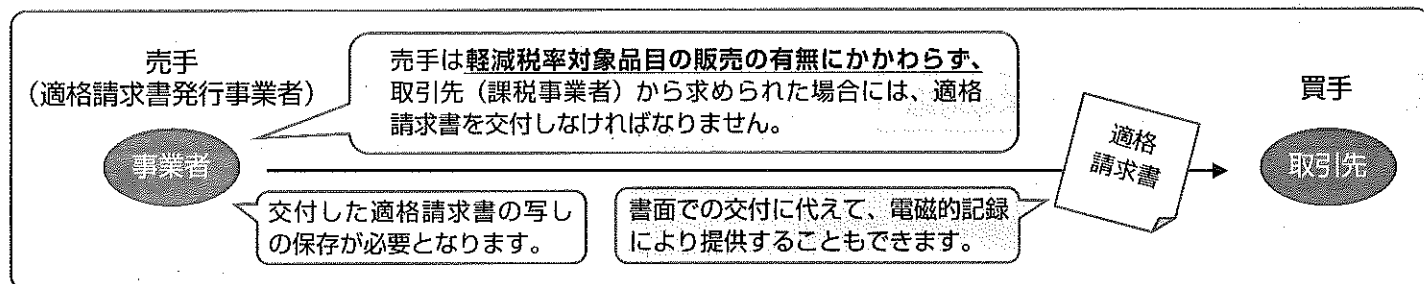
○ 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務

○ 写しの保存義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



交付義務の免除

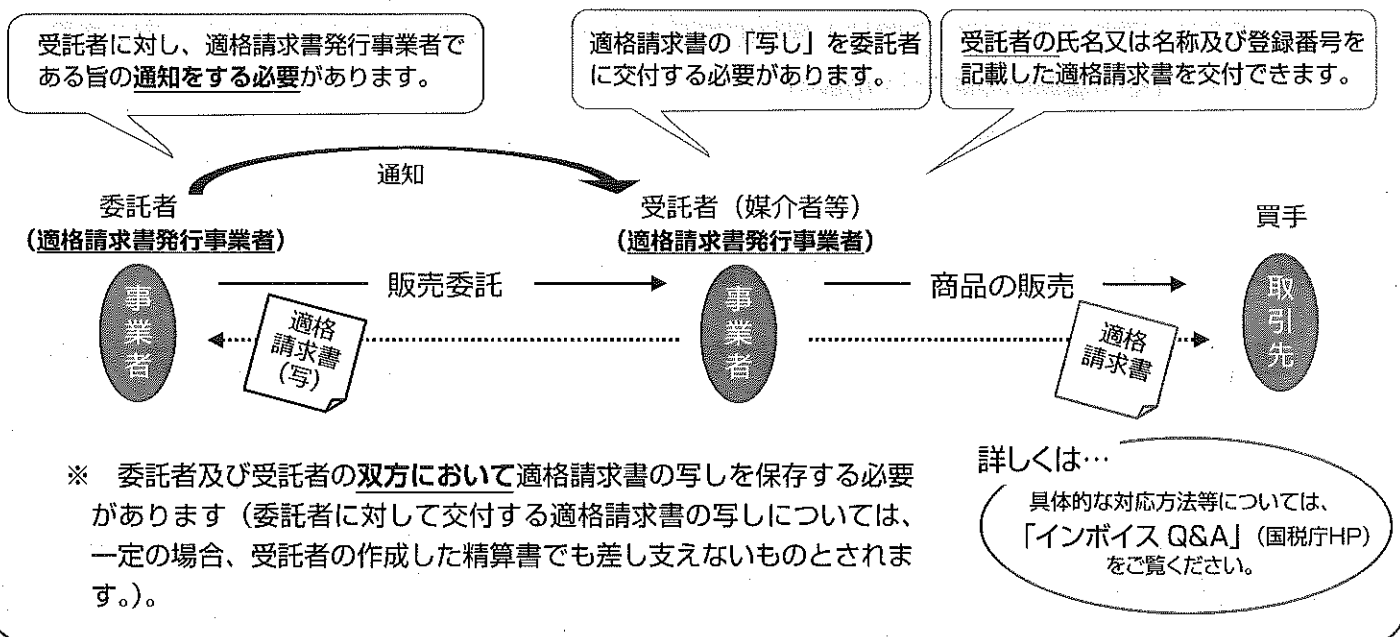
＞ 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】



【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

4

買手の留意点 （仕入税額控除の要件）

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。
⇒ 帳簿の記載事項については P4
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。
⇒ 課税仕入れに係る経過措置については P12

保存が必要となる請求書等の範囲

＞ 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
(P9「交付義務の免除」②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

＞ 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP9「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Point

その他の現行(区分記載請求書等保存方式)との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、**これらの規定は廃止**されます。
- また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、**このような追記をすることはできません。**

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

税額計算の方法

- ＞ 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

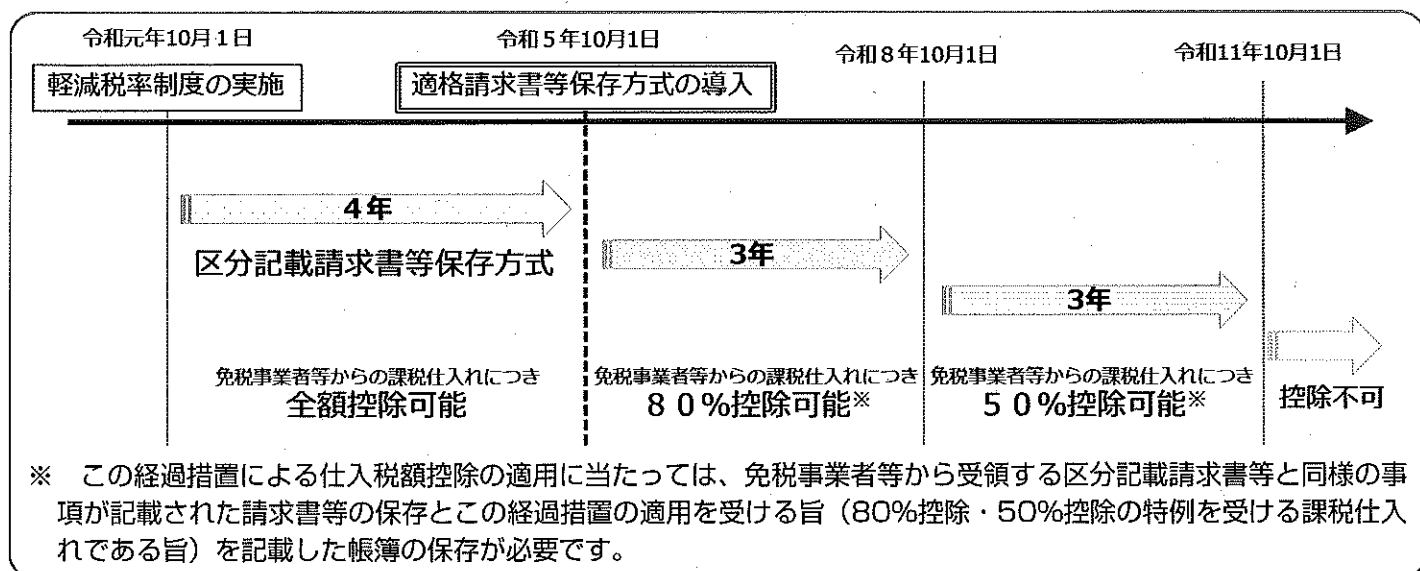
【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入に係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入についても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



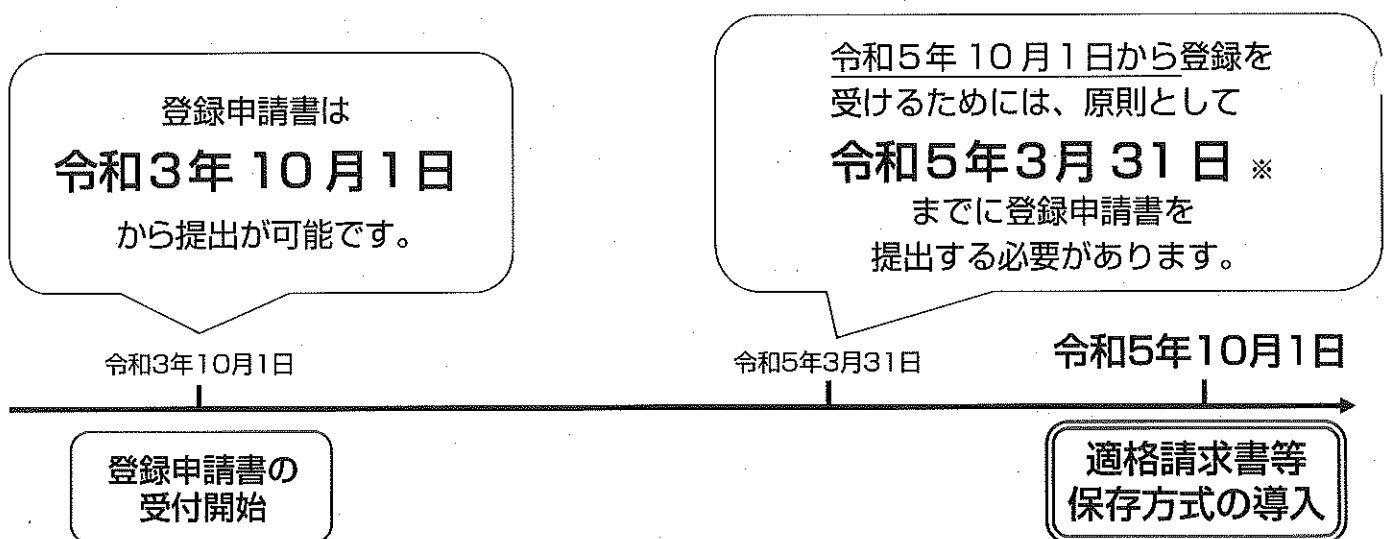
登録を受けるには

- > 登録申請書を提出する必要があります。
- 登録を受けようとする事業者は、
「適格請求書発行事業者の登録申請書」
 (以下「登録申請書」といいます。)の提出が必要です。
- ⇒ 免税事業者の登録手続についてはP14

申請から登録までの流れ

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知※及び公表が行われます。
- ※ 税務署から登録通知書が交付されます。
- 通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。
- ・法人番号を有する課税事業者
T+法人番号
 - ・上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
T+13桁の数字
- > 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。
- 確認できる事項は以下のとおりです。
- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ・登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
 - ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

登録申請のスケジュール



※ 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。
 (「困難な事情」については、その程度は問いません。)

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます！(令和3年10月1日～)

免税事業者の登録手続

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日※までに提出する。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

- ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

- 登録申請書を提出します。

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令5.3.31※) ↓	登録日 (令5.10.1)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※ 令5.3.31までに提出することが困難な事情がある場合は、令5.9.30まで。

Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP9
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（適格請求書等保存方式及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 適格請求書等保存方式についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HP内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください（適格請求書等保存方式に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。



令和2年度個人事業税定期課税について

令和2年8月6日 埼玉県熊谷県税事務所

8月3日付けで納税通知書を発送しました。納期内納税に御協力をお願いいたします。

納税通知書発付件数	2,326件(前年比+4.5%)
調定額	353,270千円(前年比+3.7%)
第1期納期限:	8月31日(月)
第2期納期限:	11月30日(月)

金融機関のほか、Pay-easy(ペイジー)、クレジットカード※(30万円以下の納付書に限る。)により、ご自宅のパソコンやスマートフォンから納税ができます。

※ インターネットウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」から、

納期限までの間、クレジットカードによる納付が可能

また、ペイジー対応のATM、コンビニエンスストア(税額が30万円以下の納付書に限る。)やMMK設置店(ドラッグストア、スーパーマーケットなど)でも納めることができます。

安全・確実・便利な口座振替の利用につきましても、御協力をお願いいたします。

※定期課税分の口座振替利用率 36.6%

埼玉県では、A I を活用した県民サービス向上の取組として、県民向けA I チャットボット「埼玉コンシェルジュ」（A I 総合案内サービス）の運用を7月28日から開始しました。パソコンやスマートフォンから、県のすべての業務（県税に関することを含む。）に関して質問するとA I が24時間365日いつでも回答しますので、ぜひご利用ください。

埼玉県HP（トップページにバナーを設置）や埼玉県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」、LINE公式アカウント「埼玉県庁」からアクセスできます。